

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年2月17日 大津地方法務局登記部門 登記官 河井恒祐

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項	3 地目	4 地積
第1600-2024-0008号	大津市山中町字下ノ町469番1	境内地	3・30㎡
5 表題部所有者として登記すべき者の住所及び名称 主たる事務所 滋賀県大津市山中町7番5号 名 称 因超寺			